

## 和気町立認定こども園園則

### (趣旨)

第1条 この規定は、和気町立認定こども園条例（令和5年和気町条例第 号。以下「こども園条例」という。）に規定する和気町立認定こども園（以下「認定こども園」という。）が、就学前の教育及び保育を一体的に提供するとともに子育て支援事業を行うため必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は該各号に定めるところによる。

- (1) 1号認定子ども 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下この条において「法」という。）第19条第1号に掲げる子どものうち、当該子どもの保護者（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条に規定する保護者をいう。以下同じ。）が法第20条第1項の認定を受けた者をいう。
- (2) 2号認定子ども 法第19条第2号に掲げる子どものうち、当該子どもの保護者が法第20条第1項の認定を受けた者をいう。
- (3) 3号認定子ども 法第19条第3号に掲げる子どものうち、当該子どもの保護者が法第20条第1項の認定を受けた者をいう。

### (利用定員)

### 第3条

名称	1号認定子ども	2号認定子ども	3号認定子ども		計
		3歳児以上	1～2歳児	0歳児	
和気町立佐伯にこにこ園	20人	42人	33人	12人	107人
和気町立和気にこにこ園	35人	100人	64人	12人	211人
和気町立本荘にこにこ園	50人	106人	64人	12人	232人

### (職員)

第4条 認定こども園には、園長、保育教諭、その他必要な職員を置くことができる。

### (学年及び学期)

第5条 学年は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年は、次の各号に掲げる3学期とする。

- (1) 第1学期 4月1日から8月31日まで
- (2) 第2学期 9月1日から12月31日まで
- (3) 第3学期 1月1日から3月31日まで

### (教育及び保育の時間)

第6条 認定こども園の教育及び保育の時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間とする。ただし、園長が特別の事情があると認めるときは、町長に届け出て、教育及び保育の時間を変更することができる。

- (1) 1号認定子どもの教育時間 午前8時30分から午後1時30分まで
- (2) 2号認定子ども及び3号認定子どもの保育時間 午前7時30分から午後6時30分まで

### (休園日)

第7条 認定こども園の休園日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 1号認定子どもに対する休園日  
ア 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法による休日」という。）に

規定する休日、日曜日及び土曜日

- イ 学年始休業日 4月1日から4月7日まで
- ウ 夏季休業日 7月20日から8月31日まで
- エ 冬季休業日 12月25日から翌年1月6日まで
- オ 学年末休業日 3月26日から3月31日まで

(2) 2号認定子ども又は3号認定子どもに対する休園日

- ア 祝日法による休日及び日曜日
- イ 12月29日から翌年1月3日まで

2 前項に掲げるもののほか、園長が休日を設けようとするときは、理由を付して町長の許可を得なければならない。

(入園)

第8条 認定こども園に入園を希望する子どもの保護者は、教育・保育給付認定申請書兼認定こども園入園申込書に必要な書類を添えて町長に提出し、その承諾を受けなければならない。

(退園)

第9条 保護者は、園児を退園させようとするときは、退園申請書により町長に届け出なければならない。

2 町長が、前項の規定による退園申請書を受理したときは、その退園申請書に記載されている退園年月日をもって教育及び保育の実施は解除される。

(休園)

第10条 保護者は、疾病、事故等の理由により、園児を休園させようとするときは、認定こども園休園申請書を町長に提出しなければならない。この場合において、休園の理由が疾病、負傷等によるときは、医師の診断書を添付しなければならない。

2 町長は、前項に規定する休園を許可するときは、認定こども園休園許可書を保護者に交付するものとする。この場合において、休園を許可する期間は、月の全部にわたる1か月を限度とする。

(卒園証書)

第11条 園長は、所定の全課程を修了したと認めるときには、卒園証書を授与するものとする。

(子育て支援事業)

第12条 認定こども園において実施する子育て支援事業は、次のとおりとする。

- (1) 一時預かり事業
- (2) 子育て相談事業
- (3) 前各号に掲げるもののほか、地域の子育て支援に資すると認める事業

(延長保育事業の実施)

第13条 認定こども園は、和気町延長保育事業実施要綱(平成18年教育委員委員会告示第4号)の定めるところにより、2号認定子ども及び3号認定子どもに対し、延長保育を行うことができる。

(預かり保育事業の実施)

第14条 認定こども園は、和気町預かり保育事業実施要綱(令和5年和気町教育委員委員会告示第号)に定めるところにより、1号認定子どもに対し、預かり保育を行うことができる。

(実費徴収)

第15条 町長は、こども園条例第7条に定める保育料とは別に保育等の提供に要する費用を園児の保護者から実費により徴収することができる。

(生活指導)

第16条 認定こども園における園児の生活指導は、常に楽しく規則正しい生活の習慣をつけるように留意し、身体の諸機能、知能、情操、意思等が発達していくように努めなければならない。

(環境の整備)

第17条 園長は、地域の協力を得て、園児の生活環境の整備に努めなければならない。  
(非常災害)

第18条 園長は、非常災害(園児の事故を含む。)の発生に備えて常に万全の措置を講じておかなければならない。

2 園長は、認定こども園又は近隣に非常事態が発生した場合、直ちに適切な措置を講じ、速やかに町長に報告しなければならない。  
(その他)

第19条 この規定に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。